

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2020
No.545

3

みやざき建設技術フェア

〔平成30年11月16日(金)、17日(土)〕
10:00~16:00(両日)

宮崎県建設業協会青年部連合会



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年3月の行事予定	1
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和元年度第10回常務理事会を開催	3
2. 令和元年度第8回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 宮崎工業高校建築科1年生との交流会・意見交換会を開催	6
4. 電子入札システムを利用される皆様へ重要なお知らせ	7
5. 令和元年度テレビCM放送のご案内	8
●雇用改善コーナー	
1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る 公共職業安定所における取扱い等について	9
2. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内	10
●事業協同組合	
1. 外国人技能実習制度についてのご案内	16
2. 下請セーフティネット債務保証制度について	17
3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	18
●技士会	
1. 令和2年度 1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	19
2. 令和2年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について	19
3. 2級土木施工管理技術検定の合格発表	20
4. 令和2年度監理技術者講習の日程お知らせ	21
5. 工事書類簡素化ガイドラインがまとまる	21
●建退共	
1. 建退共事務担当者研修会を開催しました	22
2. 偽造証紙にご注意ください!!	22
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）	22
●建災防	
1. 令和2年度 上半期（4月～9月）講習会の案内	23
2. 建設業年度末労働災害防止強調月間について	24
●火薬協会	
令和2年の火薬類保安講習会の開催について	25
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）	26
2. 中間前払金制度のご案内	27
●建設業情報管理センターからのお知らせ	28
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	29

令和2年3月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	日			
2	月		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 7日まで）	
3	火	県協会 第1回総務委員会		
4	水			
5	木	県協会 第2回土木・労務資材対策委員会		
6	金			建設業振興基金金融事業説明会（東京）
7	土			
8	日	令和元年度建設業経理検定試験（下期）		
9	月	全国技士会企画運営委員会（東京）		
10	火	九州ブロック 技士会事務局会議		
11	水			
12	木	全国建設業協会第2回建設生産システム委員会		
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水	県協会 第3回農業土木委員会 全国建設業協会協議員等上部団体会議 (19日まで)	建退共 運営委員会・評議員会	
19	木	令和元年度参与会	建災防本部理事会（東京）	
20	金	春分の日	春分の日	春分の日
21	土	宮崎東環状道路開通		
22	日			
23	月	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		火災保安協会理事会
24	火	県協会 予算編成理事会		
25	水			
26	木			
27	金		災防団体連絡協議会（宮崎）	
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
延岡	(株)大喜建設	代表者	吉本 秀太郎	吉本 哲

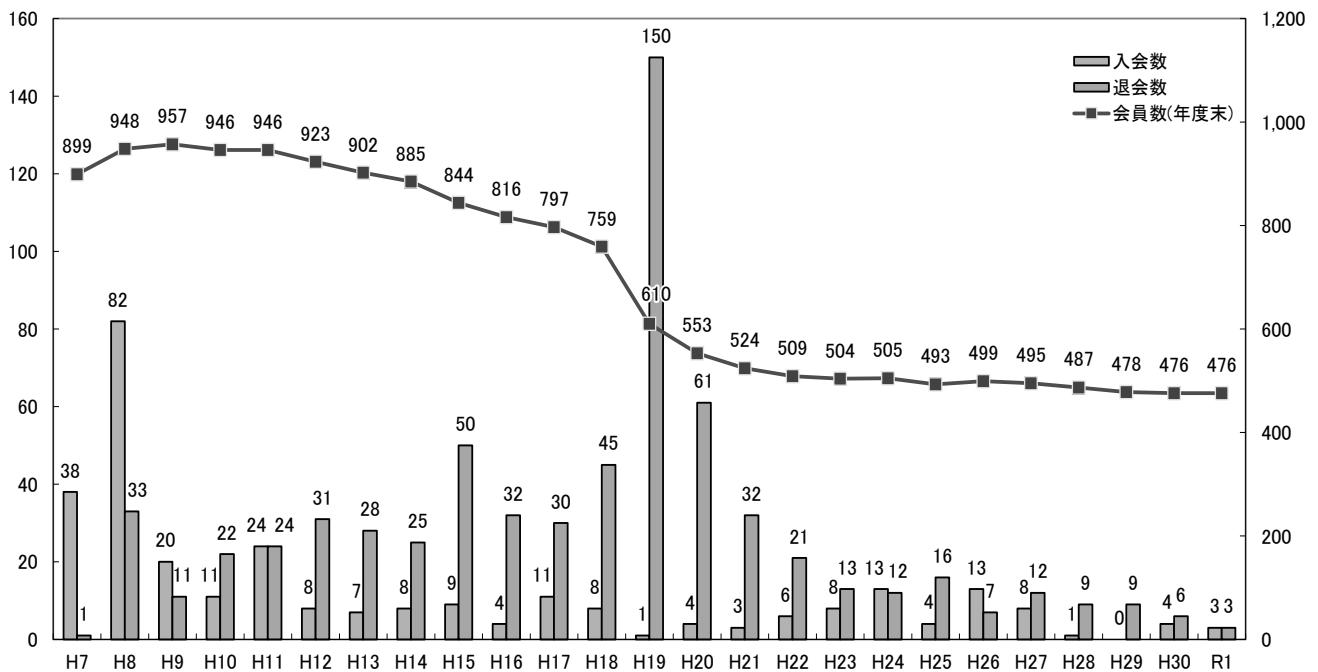
【新規加入会員】

地区名	会社名	代表者名
都城	(株)内戸保住建	内戸保 浩二

【退会】

地区名	会社名	代表者名
都城	(株)大建	長友 伸也

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	3
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	476

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R1は2.26現在

宮崎県建設業協会

1. 令和元年度第10回常務理事会を開催

令和2年1月21日(火) 11時00分、市内ホテルにおいて、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長が「本日も忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。1月9日に協会と建産連主催で河野知事との新春懇談会を開催したが、直接顔を合わせて話ができて良い会となった。今後も継続していきたい。また、24日には県の不調不落対策についての説明や県議会自由民主党議員との意見交換会もある。本日も様々な議題があるがよろしく願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第10回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

坂元専務理事が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題2 宮崎県議会自由民主党との意見交換会について

坂元専務理事が資料2に基づき、宮崎県議会自由民主党との意見交換会の出席者や資料内容について報告した。

議題3 その他

(1) 宮崎商工会議所創立90周年記念式典へのご臨席について

樫村事務局長が参考1に基づき、2月29日に開催される宮崎商工会議所創立90周年記念式典及び記念講演の対応について報告し、承認された。

(2) 2020年度CM放映計画について

大谷課長が参考2に基づき、2020年度CM放映計画について報告し、承認された。

(3) 第2回農業土木委員会開催結果報告について

河野農業土木委員長が参考3に基づき、12月20日に開催された第2回農業土木委員会の報告を行った。主な内容は残土処理・写真管理・工事着手前の打合せ・畦畔工の単価・進入路の単価等について。

(4) その他

・沖縄県への寄付について（首里城焼失による対応）

議題4 4月常務理事会等行事について

樫村事務局長が参考4に基づき、4月17日の常務理事会及び4月末までの行事について報告し、承認された。

2. 第8回宮崎県県土整備部との意見交換会議事録

令和2年1月21日(火)午後3時、ホテルメリージュ宮崎2階「琥珀」において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

蓑方次長(道路・河川・港湾担当)

明利次長(都市計画・建築担当)

管 理 課：斎藤課長、渡辺課長補佐、
南條・西野主幹、吉野主任、
中村技師

技術企画課：石井課長、桑畑課長補佐、
前田・岩切・山下主幹、
稲田副主幹、工藤主査

◇公共三部共管

工事検査課：川野課長

相牟田・児玉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長

甲斐・小野・藤元副会長

本部・河野(義)・河野(与)・河野(孝)・
長友・津房・興梠常務理事

事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事兼事務局長
大谷・菊池課長、山尾係長
有馬コーディネーター



第8回意見交換会

【山崎会長挨拶】

本年もよろしくお願い申し上げます。

1月9日には建産連団体と県協会で河野知事と新春懇談会をさせていただき、忌憚のない意見を申し上げさせていただいた。

令和元年度予算の執行も進んでいると思う。不調不落が最大の課題であるが、各地区で可能な限り減らせるように努力している。予算の執行状況の情報等も教えていただければありがたい。令和元年度補正や令和2年度当初の予算が今後決定していくと思うが、それ

らが決まると新たなチャレンジができると考えているため、まずは元年度当初予算の工事について早期執行をお願いしたい。本日もよろしくお願いしたい。

【蓑方次長挨拶】

昨年は仕事が多い中で不調不落や災害対応、働き方改革など様々あったが、積極的に対応していただき感謝申し上げます。

遅れていた高速道路や港湾などの動きがでてきており、これらの整備が進むとそれに伴う道路の整備や地域振興の必要性もでてくるのではないかと考えている。また、災害関係については防災に対する事業量も増えており、耐震化や老朽化対策も継続的に進めていく必要があると考えている。

世の中の流れが変化している中で、速やかに制度に迫っていく必要がある。また、制度の変化に伴う影響について確認するためにも意見交換が重要だと思っている。引き続きよろしくお願いしたい。

◆情報提供

県より、以下の事項に関し説明があった。

《技術企画課》

●総合評価における不誠実な行為に対する措置について

昨年度発生した「不誠実な行為」に対する総合評価落札方式の再発防止を目的とした減点措置を行う。対象は令和2年6月1日以降に入札公告を行う全ての総合評価落札方式の工事。

●総合評価における自己採点方式の試行について

総合評価落札方式において落札候補者のみに技術申請書の提出を求め、審査を行う自己採点方式を試行的に導入する。入札前に入札希望の全社が自己採点表を提出し、入札後に評価値の1位の会社のみ技術申請書の提出を求め、確認する。対象工事は特Aクラスの土木一式工事の特別簡易型。

●総合評価(簡易型)におけるヒアリング評価点の公表について

総合評価(簡易型)の評価調書内に記載のあるヒアリングの評価点を非公開とする。ヒアリングの評価点については技術提案等審査結果通知書に記載する。

●施工体制評価型総合評価落札方式の地域企業育成型への適用について

低入札価格調査制度を適用した施工体制評価型総合評価落札方式を全ての総合評価落札方式に適用する。そのため、令和2年6月から地域企業育成型にも適用される。

《管理課・技術企画課》

●工事関係書類の統一化について

令和2年以内に建設産業の負担軽減と更なる業務効率化を目的とし、九州（国・県・政令市）全体で工事関係書類の様式の統一化を図る。宮崎県の取り組みでは、九州で統一する様式を含め、請負代金内訳書などの契約約款に関する4つの様式を除き、39種類の様式で統一化を図る予定。

●執行率について

12月末現在の執行状況としては平成30年度補正予算98.8%、令和元年度当初予算65.2%（執行残 約190億円）、今年度補正予算は昨年度（約90億円）と同規模と考えている。ゼロ県債等も含めて約300億円執行する必要がある。

◆意見交換会

（1）総合評価における自己採点方式の試行について

協会→入札前に自社で計算をして自己採点申請書を提出することになるが、間違いがあった場合はどうなるのか。また、提出後に県で確認は行うのか。

県→申請書はあくまで点数のみのため、受け取った際のチェックは行わない。点数の確認は入札後に仮の評価点の1位の会社だけに技術申請書の提出を求め、確認する。間違いがあった際にはそのタイミングでチェックされる。

協会→決定通知がくるのが、従来より遅くなる可能性はあるか。

県→会社の自己採点によるミス等により、順位が変動した際は遅くなる可能性がある。

協会→仮の評価点が1位の会社はチェックが行われるが、2位以降の会社はチェックが行われないのであれば、自社が採点ミスを気づかず過小に記載していた場合はどうなるのか。

県→気を付けてもらえない。

（2）平準化発注について（不調不落対策）

協会→平準化発注が不調不落の最も良い対策だと思っている。しかし、単年度予算の制度上難しく、債務負担や繰越等で対応していただいている状況である。しかし、少しでも平準化発注を進めてもらいたいと考えている。何か意見等あればお願いしたい。

県→平準化の推進していくために、これまでも様々な対応は行ってきた。工事の稼働量は補正予算やゼロ県債等で以前に比べると増えている。さらに3ヵ年緊急対策により月々の発注量はかなり増加している。更なる平準化の推進は、これらを前倒して4月～6月に発注して欲しいという意見だと認識しているが、どうか。また、希望している平準化とはどのようなものか教えて欲しい。

協会→平準化をお願いする原因は、以前より仕事量が増加したことである。理想としては、2月～3月末に工事が終わるが、その後も継続的に工事が行えることである。それに伴い、効率的な人員配置や利益率の上昇につながっている。

県→現状では上半期の執行率というような目標で発注を行っているが、4半期毎に均等に発注を行うことができないかといった検討も進めている。

（3）余裕工期について

協会→事前に受注者希望型で申請していない工事についても余裕工期の対象にしていっていただけないか。

県→余裕工期については発注者指定方式と受注者希望型があるが、発注者指定は河川工事等で工事可能な期間が決まっている場合に行われる。それ以外の場合にはそこまで厳しい運用はしていないと考えている。余裕工期は人や物を準備する期間であり、運用で問題がある際には状況等について教えていただきたい。

（4）設計変更について

協会→災害工事等では設計変更が（対応者によっては）認めてもらえないことがあるが、必要な場合は認めてもらいたい。このような状況が不調不落の要因の一つではないかと思っている。

県→設計変更の手順や問題など再度確認を行う。

協会→交差点改良工事など工事業者が少なく、不調不落で応札者がいない場合は、実際の施工歩掛の見積りを用いた単価に変更していただきたい。

県→設計変更が必要な工事では変更を行うのが基本である。見積りを用いた再積算については、推進していく方向ではあるが、現場が追い付いていないところもある。可能な限り当初設計の段階で行っていききたい。

協会→市によっては不調不落対策として去年から、設計時に市職員・設計を行う測量会社の担当・地区協会役員で施工方法等の打ち合わせを行うようにした。その結果、不調不落になる工事が減少した。

3. 宮崎工業高校建築科1年生との交流会・意見交換会を開催

宮崎県建設業協会並びに宮崎県建築協会共催により、2月13日（木）宮崎工業高等学校において、会員企業の男性技術者と女性技術者を交えて、建築科1年生35名と交流会・意見交換会を開催した。

県内工業系高校の県内建設業就職率が低調で、将来にわたる社会資本の整備や維持管理、品質確保、防災・減災対策などに支障が生じることが懸念されることから、若い世代における建設産業への思い、就職への考えなどについて、直に話す機会を設け、若年の人材の確保や育成、その定着に向け、建設業について理解を図ることを目的として開催。交流会には、本会の建築委員15人と、青年部及びチームラポールから8人が参加した。

開会式で挨拶に立った河野孝文建築委員会委員長は、建設業への入職や地元での就職に不安を抱える学生の話しを耳にすることを説明。「実際に現場をまとめている方々と意見を交わすことで、建設業に対する知識や理解を深め、これからの人生を楽しく歩んでいくための引き出しを増やしてもらいたい」と呼び掛けた。

続いて、宮崎工業高校の稲用光治校長は、「1年生は、建築の良さをまだ十分理解できていないかもしれないが、今日は現場で働いている若い技術者等の方の話しを聞き、今後の進路選定に役立ててほしい」と挨拶を述べた。

6つの班に分かれて行われたグループディスカッションでは、両会の会員が建築科を選んだ理由や県内・県外を選択する際の判断基準などを生徒に尋ねた。生徒は給与や休暇のほか、求められる資格や能力等について熱心に質問し、会員は自身の経験を交えながら「現場では資格が不可欠、そのためには勉強が必要」とアドバイスした。

グループディスカッションの内容を発表した生徒は、「県内と県外の違いを聞くことができた」「資格を取り、必要とされる人材になって、建設業界を盛り上げたい」と話した。一方で会員は、「しっかりと将来について考えていて頼もしい」「進学や就職、県内・県外のそれぞれのメリットを考えて将来の進路を決めて欲しい」と述べた。

グループディスカッションに参加した業界の参加者からは、「地元への愛情を持ちながら、県外での進学や就職を選択する学生も多い。彼らや彼女らが、いざ宮崎に帰ろうと思った時に、地元にも魅力ある建設会社が数多くあり、いつでも受け入れる体制が整っていることが少しでも伝われば」と期待を込めた。

最後に松岡重孝副委員長が「地元、地域のために頑張っている企業が多くあることや、建設業での仕事のやりがい、面白さを理解してもらえたかと思う」と総評を行い、交流会を終了した。



河野委員長挨拶



交流会



松岡副委員長総評



交流会終了後

4. 電子入札システムを利用される皆様へ重要なお知らせ

電子入札に使用するアプリケーションの 更新作業が必要になります！

お知らせ

Oracle 社が提供する電子入札専用 JRE 8※のサポート終了に伴い、
2019年12月から 2020年9月までに 各発注機関の電子入札システムへの接続方式が順次、新方式に切り替わります。

※Java Runtime Environment 8: Java8の実行環境

お願い

- ① 新方式への切替日は、発注機関毎に異なりますので各発注機関のアナウンスをご確認ください。
- ② アプリケーションの配布と更新方法は、電子入札に利用されているICカード発行元の民間認証局より順次アナウンスされます。

アナウンスをご確認の上、アプリケーションの更新作業を実施してください。

民間認証局一覧

<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inadvance/agencylist.html>



【注意事項】

- アプリケーションの更新作業を実施しない場合、新方式に切り替わった電子入札システムを利用することができません。
- 更新作業後は、各発注機関の切り替えを意識することなく電子入札システムが利用できます。
- 民間認証局・発注機関の問合せ窓口の混雑が予想されますので早めの更新作業をお勧めします。
- 少額物品をICカードなしでご利用されている場合には、各発注機関のアナウンス等をご確認ください。

本件につきまして、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

電子入札コアシステムは、複数の公共発注機関において汎用的に使える電子入札のパッケージソフトウェアであり、
(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)と(一財)港湾空港総合技術センター(SCOPE)が共同で開発しています。

一般財団法人日本建設情報総合センター 電子入札コアシステム開発コンソーシアム事務局
<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>



5. 令和元年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和元年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和元年6月5日(水)から令和元年9月25日(水)までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもん GT の放送帯(毎週水曜 20:00～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、青年隊募集CM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇青年隊募集篇

◆ CM 展開② (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和元年11月6日(水)から令和2年3月25日(水)までの5ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週水曜 20:54～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、青年隊募集CM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇青年隊募集篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 令和2年1月1日(水)～令和2年1月6日(日)
2. 放送形態 30秒 UMK と MRT のスポットCM 合計51本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本、青年隊募集CM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇青年隊募集篇

◆ CM 展開④ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ 15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1223 第 17 号

開発 1223 第 4 号

令和元年 12 月 23 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者という」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては平成31年3月26日に「2020年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月25日に「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和元年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、令和2年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、当該要請及び申合せを踏まえ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいませよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和元年度と同様、令和2年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて
令和2年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和2年4月1日以降に展示・公開する。
これに伴う当該求人受理開始は、令和2年2月1日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。
- (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について
大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和2年4月1日以降とする。
- (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について
労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
要請及び申合せは、令和2年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② ハラスメントや学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力のみを基準とする公正な採用選考を行うこと
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

雇用改善

2. 働き方改革「労働時間法制の見直しについて」のご案内

労働時間法制の見直しについて

(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正)

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と
「多様で柔軟な働き方」を実現します

⇒ 長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

⇒ 働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

見直しの内容

(解説ページ)

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 残業時間の上限規制 | 2 |
| ② 「勤務間インターバル」制度の導入促進 | 4 |
| ③ 年5日間の年次有給休暇の取得（企業に義務づけ） | 4 |
| ④ 月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ | 5 |
| ⑤ 労働時間の客観的な把握（企業に義務づけ） | 5 |
| ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充 | 6 |
| ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設 | 7 |
| ⑧ 産業医・産業保健機能の強化 | 9 |

施行期日

2019年4月1日

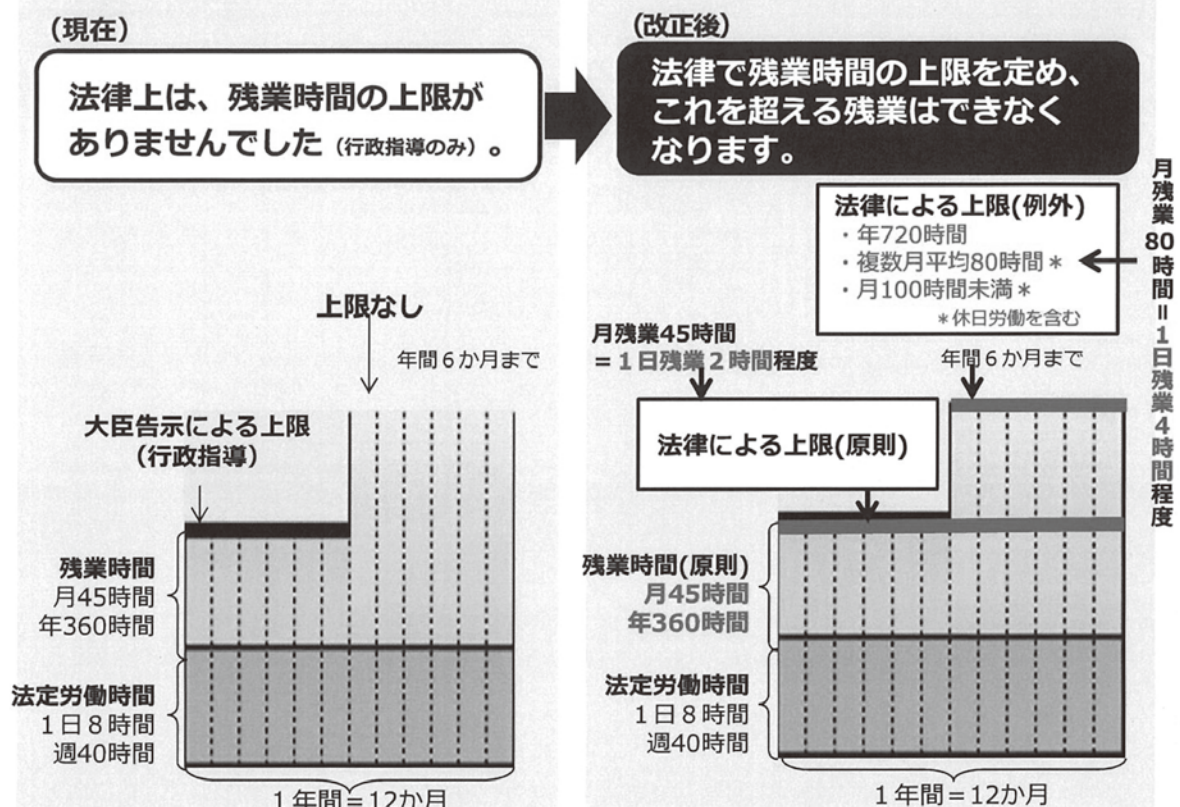
※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

※上記⑦⑧については、<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> よりご確認ください。 1

① 残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。



- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、
- ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
- を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）
- また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPIにアップしましたので参照ください。

記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）

指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

雇用改善

(改正後)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、 <u>適用後の上限時間は、年960時間</u> とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年後に、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

～中小企業の事情に配慮しながら助言指導を行います～

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特例による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。このため、新たに労働時間の延長や休日労働を適正なものとするための指針を厚生労働大臣が定め、必要な助言・指導を行うこととしています。

その際、当分の間、中小事業主に対しこの助言・指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮することとしています。

～取引環境の改善も重要です～

長時間労働の是正には取引環境の改善も重要です。

労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めることと規定されました。

② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

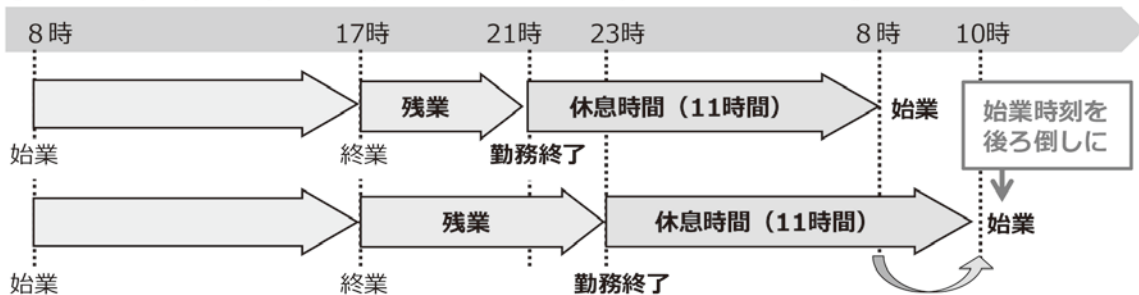
「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、
一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、
働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

【例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】

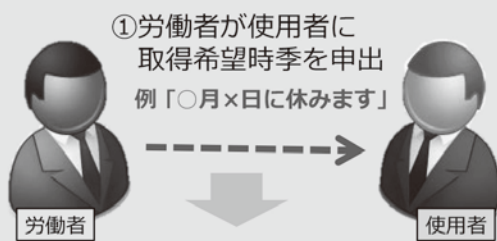


※「8時～10時」までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

(現在)

労働者が自ら申し出なければ、
年休を取得できませんでした。

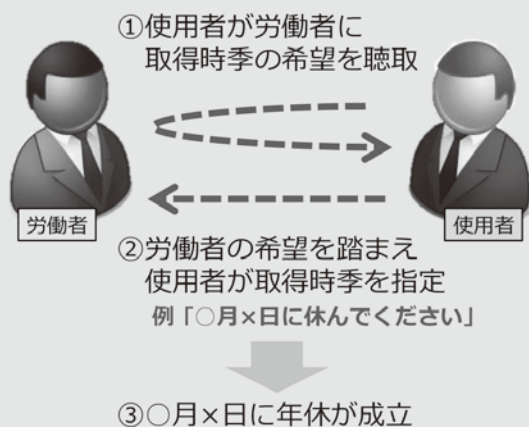


そもそも、①の希望申出がしにくい
という状況がありました。

→ 我が国の年休取得率：49.4%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、
希望を踏まえて時季を指定。
年5日は取得していただきます。



雇用改善

④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます

(現在)				(改正後)			
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%				月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を上げ			
		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)				1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
		60時間以下	60時間超			60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%	大企業		25%	50%
中小企業		25%	25%	中小企業		25%	50%

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

(現在)

- 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

【理由】

- ・ 裁量労働制の適用者は、みなし時間※に基づき割増賃金の算定をするため、通達の対象としない。
- ・ 管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がかからないため、通達の対象としない。

※「みなし(労働)時間」とは、実際の労働時間にかかわらず、あらかじめ定められた時間労働したものとみなすことをいいます。

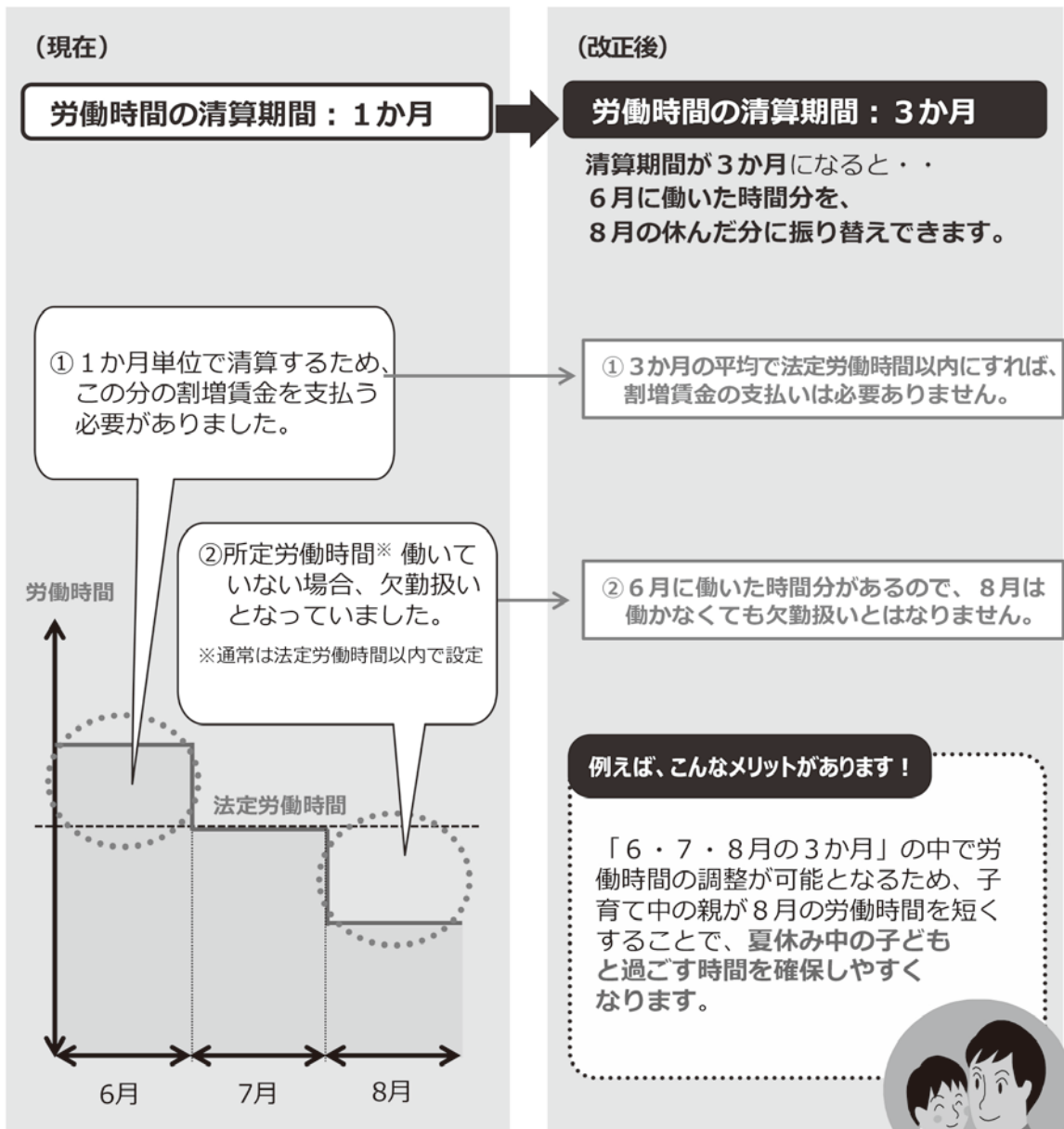
(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、
長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導※を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します



★ 子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。

事業協同組合

1. 外国人技能実習制度についてのご案内

外国人技能実習制度において特定監理事業の許可を受けている
ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合（福岡市）
 のご案内です。

○ ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合とは？

実習の監理団体として、事業主の技能実習並びに実習生の日本での生活をサポート致します。許可官庁として、九州経済産業局、九州地方整備局、福岡県、宮崎県内外での建設関係で実績があり、サポート監理をしています。適切な人材配置、適切なコストをかけた事務・相談体制を構築しています。また、デジタルツールを駆使して従来の組合にはないサポート体制を構築しています。

○ 外国人技能実習制度とは？

海外からの技能実習生を事業主等が雇入れ、技術・技能の習得を支援するとともに、発展途上国の経済発展を担う人材育成に協力する事を目的としたものです。日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

○ 対象職種

80職種 142作業（建設関係、農業関係、漁業関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他）

○ 受入実績国

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国、ネパール

○ 受入可能人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

○ 組織概要

社名	ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合
所在地	福岡市博多区古門戸町5-1アイビル2階
許可官庁	九州経済産業局、九州地方整備局、九州農政局
地区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、広島
T E L	092-260-7548
F A X	092-260-7586
M a i l	info@j-lead.jp

○ ジェイ・リード協同組合のホームページに詳しい内容が記載されています。

○ お問合せ、質問・相談等は、ジェイ・リード協同組合へご連絡をお願い致します。

2. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

組 合

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！**(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可**4 サポート・メンテナンス！**(SEKIDO 正規販売代理店)

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！**(提携会社)**7 3Dデータ作成！**(提携会社)**8 CADデータ作成！**(提携会社)

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 令和2年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験受験準備講習会に、1級に23名が参加して12名が合格し、2級に26名の方が参加して、合格が9名、学科試験合格が10名となっています。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されます。これまでの検定試験は令和2年度までとなりますので、是非、改正前に資格取得を目指しましょう。

令和2年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程

○1級学科講習 6日間

- ・実力テスト講習会 2日間
- ・実地講習 4日間

令和2年5月18日（月）～5月20日（水）
令和2年5月25日（月）～5月27日（水）
令和2年6月1日（月）～6月2日（火）
令和2年9月3日（木）～9月4日（金）
令和2年9月10日（木）～9月11日（金）

○2級学科・実地講習 6日間

- ・実力テスト講習 2日間

令和2年7月20日（月）～7月22日（水）
令和2年7月29日（水）～7月31日（金）
令和2年9月17日（木）～9月18日（金）

場 所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

2. 令和2年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について

令和2年度の1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まりますので、手続きを早めに準備してください。この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

なお、2級土木施工管理技術検定学科試験は平成29年度から年2回行われています。

受付期間

- 1級
- 2級（前期学科のみ）
- 2級

令和2年3月17日（火）～3月31日（火）
令和2年3月4日（水）～3月18日（水）
令和2年7月7日（火）～7月21日（火）

申込み用紙につきましては、1・2級とも2月中旬から販売開始されます。詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 2級土木施工管理技術検定の合格発表

令和元年10月27日（日）に実施されました2級土木施工管理技術検定の合格発表が、令和2年2月1日にありました。

全国の会場で31,729名が受験し、12,611名が合格、合格率39.7%、と昨年より合格率が高くなっています。鹿児島会場は、受験者1,035名、合格者402名、合格率は38.8%でした。（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、九州地方整備局長に対し、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

また、地区協会を通じて技士会会員への入会もよろしくお願い致します。

●実施状況：令和元年10月27日実施 全国20地区24会場

試験地	学科試験			実地試験			学科試験のみ 合格者数
	出席者数	合格者数	合格率(%)	出席者数	合格者数	合格率(%)	
札幌	707	473	66.9	1,302	513	39.4	289
釧路	188	115	61.2	295	111	37.6	67
青森	435	304	69.9	628	247	39.3	172
仙台	1,905	1,301	68.3	3,389	1,332	39.3	763
秋田	331	214	64.7	517	197	38.1	130
東京	4,212	2,833	67.3	7,414	2,972	40.1	1,675
新潟	639	439	68.7	1,083	432	39.9	268
富山	579	387	66.8	853	379	44.4	194
静岡	483	330	68.3	797	322	40.4	197
名古屋	1,517	1,058	69.7	2,753	1,115	40.5	618
大阪	2,305	1,511	65.6	3,858	1,541	39.9	896
松江	253	177	70.0	382	157	41.1	97
岡山	535	368	68.8	863	351	40.7	215
広島	583	400	68.6	967	399	41.3	221
高松	631	434	68.8	1,089	444	40.8	254
高知	204	143	70.1	336	156	46.4	74
福岡	2,235	1,434	64.2	3,591	1,315	36.6	828
鹿児島	722	470	65.1	1,035	402	38.8	289
那覇	361	234	64.8	577	226	39.2	144
計	18,825	12,625	67.1	31,729	12,611	39.7	7,391

合格者数：12,611名

4. 令和2年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、現行の建設業法では講習修了証が必要なため、令和2年度も技士会主催の講習を下記のとおり実施いたします。

日 程	場 所
令和2年 5月15日（金）	宮崎県建設会館
令和2年 7月27日（月）	〃
令和2年 9月24日（木）	都城建設会館
令和2年 11月 6日（金）	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請負い、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

5. 工事書類簡素化ガイドラインがまとまる

県土整備部技術企画課は、令和2年1月28日の技士会技術委員会で、技士会会員、工事検査専門員、及び土木事務所職員などから成る工事書類簡素化ワーキンググループで検討した工事書類簡素化ガイドラインの素案を示しました。これまでに、工事書類の簡素化は行われていますが、明確に示したガイドラインがなかったため、受発注者とも個々に判断して工事書類の作成を行っていました。

今回は削減、軽減可能な工事書類を紹介していますので、より一層、工事書類の簡素化が進むものと思われます。技士会としても、更なる書類の簡素化を要望したいと思っておりますので、ご意見を頂きますようお願い致します。

なお、ガイドラインは3月末には県土整備部のホームページでアップされ、その後、各地区で説明会が開催される予定となっています。



技術企画課が技術委員会で説明

建退共

1. 建退共事務担当者研修会を開催しました

令和2年1月23日（木）に国富町農村環境改善センターにおいて、建退共の事務担当者研修会を開催し、多くの事業所にご参加いただきました。

今後とも建退共制度へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

※当日は、共済団「建設共済」説明も併せて開催。



全景①



全景②

2. 偽造証紙にご注意ください!!

建退共からのお知らせ

偽造証紙にご注意ください!!

インターネットや金券ショップで
購入した共済証紙から
偽造証紙が
見つかっています!!

その1 共済証紙は、
建退共代理店の
金融機関*で
購入する

その2 共済証紙は、
インターネットや
金券ショップで
購入しない

その3 共済証紙は、
インターネットや
金券ショップに
売らない

*都市銀行、信託銀行、商工中金、地方銀行、第2地方銀行、
信用金庫、信用組合、労働金庫（一部取り扱っていない金融機関も
ありますので、金融機関へご確認ください）

- インターネットや金券ショップで共済証紙を購入する（売る）と、以下のとおり、建退共制度が適正に履行されて
いないと判断し、加入・履行証明書の発行ができなくなることがあります
1) 金融機関以外で購入された共済証紙は、購入実績として認められません
2) インターネットや金券ショップで購入した（売った）共済証紙は、証紙受払簿に記載することができません
- 公共工事で購入した共済証紙が余った場合は、他の民間工事などでご使用ください
- なお、建退共では、公共工事における建退共制度の適正な履行を図るため、次の方策を進めることとしています
1) 電子申請方式の早期導入及び普及の推進
2) 建設キャリアアップシステムと連携した公共工事における履行確認措置の検討

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
前月末計	2,605	31,144
加 入	3	100
脱 退	3	78
当月末計	2,605	31,166

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
前月分までの累計	464,333	52,282	32,806,513,154	前 月 分	63,693
当 月 分	907	77	70,399,287		
総 累 計	465,240	52,359	32,876,912,441	当 年 度 計	653,830
(当 年 度 累 計)	8,767	864	736,828,934	累 計	

建災防

1. 令和2年度 上半期（4月～9月）講習会の案内

	講 習 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	下半期(10月～3月)の予定
作業主任者	足場の組立て等作業主任者	21～22 清 武	12～13 延 岡		7～8 清 武		1～2 延 岡	12月に清武で開催
	型枠支保工の組立て等作業主任者			9～10 延 岡	21～22 清 武			
	地山の掘削等作業主任者		26～28 清 武		28～30 延 岡			10月に清武で開催
	木造建築物の組立て等作業主任者					25～26 清 武		
	鉄骨の組立て等作業主任者			2～3 清 武				
	コンクリート造の解体等作業主任者					18～19 清 武		
特別教育・一般教育	職長・安全衛生責任者教育	14～15 延 岡	19～20 清 武	23～24 清 武	14～15 延 岡	4～5 清 武	16～17 清 武	10月～11月に清武、延岡で開催
	職長・安全衛生責任者能力向上教育							10月に清武で開催
	現場管理者統括管理講習							11月に清武で開催
	足場の組立等特別教育		7 清 武		16 清 武	20 延 岡		10月に清武で開催
	足場の点検実務者研修		21 延 岡	16 清 武				
	フルハーネス型安全帯特別教育	8 延岡 16 清武		4 清 武	2 延 岡	6 清 武		
	斜面の点検者安全教育			25 清 武		27 延 岡		
	ダイオキシン類従事者特別教育							10月に清武で開催
	熱中症予防指導員管理者研修			18 延岡 30 清武				
	振動工具取扱い従事者教育							10月に清武で開催
	丸のこ等取扱い従事者教育						15 清 武	
	酸欠・硫化水素作業特別教育						3 清 武	
	自由研削砥石の取替の特別教育						9 延 岡	11月に清武で開催
車両系建設機械	小型車両系（整地・掘削等）特別教育	10～11 清 武	8～9 延 岡	5～6 清 武	10～11 清 武	7～8 延 岡		10月～2月に清武、延岡で開催
	ローラーの運転特別教育		15～16 清 武		3～4 延 岡		29～30 清 武	11月に清武で開催
	車両系（整地・掘削等）技能講習	27～28 延 岡	29～30 清 武	19～20 清 武	31～1 清 武	28～29 延 岡	11～12 清 武	10月～3月に清武、延岡で開催
	高所作業車運転技能講習	24～25 清 武	22～23 延 岡	12～13 清 武	17～18 清 武	21～22 延 岡	4～5 清 武	10月～2月に清武、延岡で開催
	車両系（解体用）技能講習		14 清 武		9 清 武		8 延 岡	11月に清武で開催
	不整地運搬車運転技能講習	17～18 清 武		26～27 延 岡			18～19 清 武	11月に清武で開催

建災防

2. 建設業年度末労働災害防止強調月間について

●期間: 3月1日～3月31日

令和元年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。はじめに、本年度は台風や豪雨によって全国各地に甚大な被害がもたらされました。被災された皆様には改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、当協会では年度末の労働災害防止を目的に、本年度も3月1日から31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、会員の皆様がこの期間に取り組むべき事項を盛り込んだ実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱心な取組により、長期的には減少しております。令和2年1月現在の速報値を見ると、令和元年の建設業の死亡者数は246人、休業4日以上之死傷者数は13,813人と、共に前年同期比で減少いたしました。

しかしながら、墮落・転落災害の多発に加え、飛来・落下等の公衆災害が発生しており、さらに人材面では、技術者や技能労働者の不足や高齢化、作業に不慣れな新規参入者の就労等、労働災害の防止に向けて多くの課題も見られるところです。

さらに、建設業ではここ数年、頻発・激甚化する台風や豪雨などの自然災害からの復旧・復興工事や、国民生活を守るための国土強靱化に向けたインフラ整備工事等も進んでおり、特に完工時期を迎える工事が増加するこの年度末はさまざまな作業が輻輳し、労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。

このため、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(ニューコスモス)の導入・定着、墮落・転落防止のための「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等の各種安全衛生教育の実施、現場作業員へのストレスチェック実施によるメンタルヘルス対策とこれに基づく職場環境改善等、多角的かつ実効性のある労働災害防止活動に取り組む必要があります。

会員各位におかれましては、本実施要領を踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で新年度を迎えられますようお願い申し上げます。

令和2年2月

建設業労働災害防止協会
会長 錢高 一善



火薬協会

1. 令和2年の火薬類保安講習会の開催について

令和2年の火薬関係の各種保安講習会は、下記の日程で開催を予定しています。

- 保安手帳の6ページ右端欄の次回受講期限日が、「平成32年中または令和2年中」と記入されている方は、令和2年中に保安教育を受講しなければ保安手帳の効力が失効します。
- 受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会へ申込んでください。
申込用紙は、4月上旬に各会員事業所や各地区（市）建設業協会等へ送付予定です。
- 申込会場が、会場定員を超えたときは、他の講習会場へ変更していただくことがあります。
- 今年は、西都会場での講習は開催されませんので、最寄りの会場を受講して下さい。
- 台風災害、講習会場の都合、その他の事由で急きょ会場や日程を変更することがあります。

※保安手帳の期限失効者は再教育講習を受講して、従事者手帳の期限失効者は、従事者講習を受講して新たに手帳の交付申請をしていただくことになります。

再教育講習会は、5月と12月の2回しかありませんので、お急ぎの方は、5月の受講をお願いします。

なお、火薬類保安責任者国家試験の合格発表日から6か月以内に保安手帳交付申請をしなかった方で、保安手帳の交付を希望される方も、再教育講習を受講して手帳の交付申請をしていただくことになります。

開催月日	曜	会場	講習会種別	開始時間
5月21日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
6月11日	木	都城建設会館	責任者、従事者	13:00～
8月5日	水	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00～
8月6日	木	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00～
8月20日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
9月10日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	13:00～
10月22日	木	日向建設会館	責任者、従事者	13:00～
12月17日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～

※ 再教育(総合)講習会の講習開始時間は、**10:00**です。

再教育講習会は、5月と12月の2回しかありませんので、いずれかを受講して下さい。

※ 責任者、従事者講習会の開始時間は各会場とも**13:00**です。

宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の有料駐車場をご利用ください。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話 0985-25-4678）にお尋ねください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年1月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和元年度	286	▲ 16.4	7,220	16.5	3,723	4.5	119,697	19.2
平成30年度	342	10.3	6,195	30.4	3,564	▲ 0.9	100,424	3.5
平成29年度	310	▲ 23.5	4,749	▲ 39.5	3,595	▲ 7.7	96,993	▲ 4.7

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

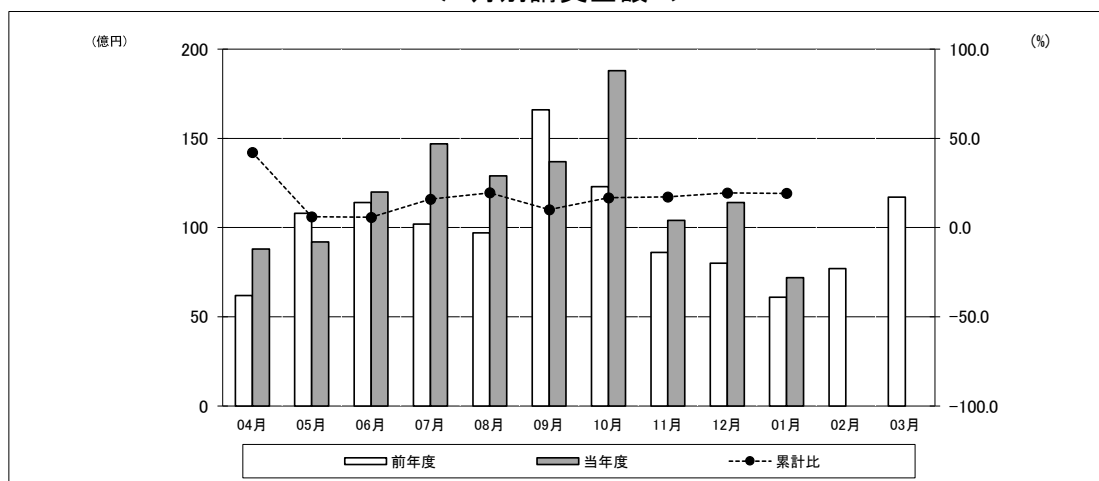
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	15	15.4	967	▲ 32.8	270	14.4	22,739	3.3
独立行政法人等	2	100.0	47	▲ 71.9	22	37.5	2,674	41.0
県	106	45.2	4,437	165.2	1,373	13.2	47,625	25.9
市町村	162	▲ 35.7	1,683	▲ 41.8	2,029	▲ 2.1	45,464	26.1
その他	1	▲ 66.7	84	308.9	29	7.4	1,194	▲ 54.6
計	286	▲ 16.4	7,220	16.5	3,723	4.5	119,697	19.2

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	60	20.0	2,668	20.4	744	9.1	31,813	7.8
日 南	17	▲ 41.4	243	▲ 34.5	269	6.7	7,308	6.8
串 間	7	▲ 66.7	132	▲ 41.9	129	0.8	2,672	▲ 36.6
都 城	31	47.6	880	208.3	551	18.0	20,603	33.2
小 林	20	▲ 16.7	342	▲ 31.4	330	▲ 14.5	8,018	▲ 3.2
高 岡	12	▲ 40.0	164	▲ 1.8	141	22.6	3,706	9.5
西 都	18	▲ 33.3	1,034	68.1	255	23.2	6,074	34.3
高 鍋	16	14.3	292	46.8	190	11.1	6,252	25.8
日 向	48	▲ 7.7	665	16.3	484	▲ 5.8	12,814	28.1
延 岡	21	10.5	588	4.0	317	16.1	11,587	55.2
西臼杵	36	▲ 44.6	207	▲ 56.2	313	▲ 15.2	8,845	53.5
計	286	▲ 16.4	7,220	16.5	3,723	4.5	119,697	19.2

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

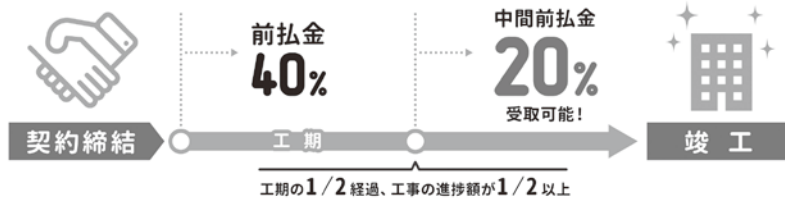
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
 ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
 ●発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

 西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橘通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX 0120-553-835

西日本建設業保証
<https://www.wjcs.net/>

検索



建設業情報管理センターからのお知らせ

建設業の経営状況分析の エキスパートとして30余年。

昭和63年からは経営事項審査を受審される

建設企業の皆さまを対象に、“経営状況分析”を実施しております。

業界一の実績と経験から、お客さまの厚いご信頼をいただいております。



CIIC には“安心と信頼”をお約束できる仕組みがあります。

経営状況分析の実施

国土交通省から認められた最初の分析機関(登録番号“1”)としての歴史と実績があり、経営事項審査にかかる経営状況分析業務(Y評点)をデータの安全性を確保しつつ適正かつ公正に実施しております。

経営事項審査結果の公表等

国土交通省および都道府県からの委託を受け、各行政庁が審査した経営事項審査結果の公表を実施しております。

講演会等・調査研究(公益的活動)の実施

建設業関連の講演会や勉強会の開催および講師の派遣等も積極的に行っております。また、地域建設産業の在り方に関する調査研究を実施し、都道府県に提言を行っております。

情報管理システムの提供

各行政庁が建設業許可および経営事項審査の情報処理に使用するシステムを構築しており、行政事務の厳正かつ迅速な運営に寄与しております。

登録経営状況分析機関 登録番号 1 【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階)
TEL 092-483-2841



当財団は、
情報セキュリティ
マネジメントシステム
(ISMS)に
関するISO規格(27001)の
認証を取得しています。

建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

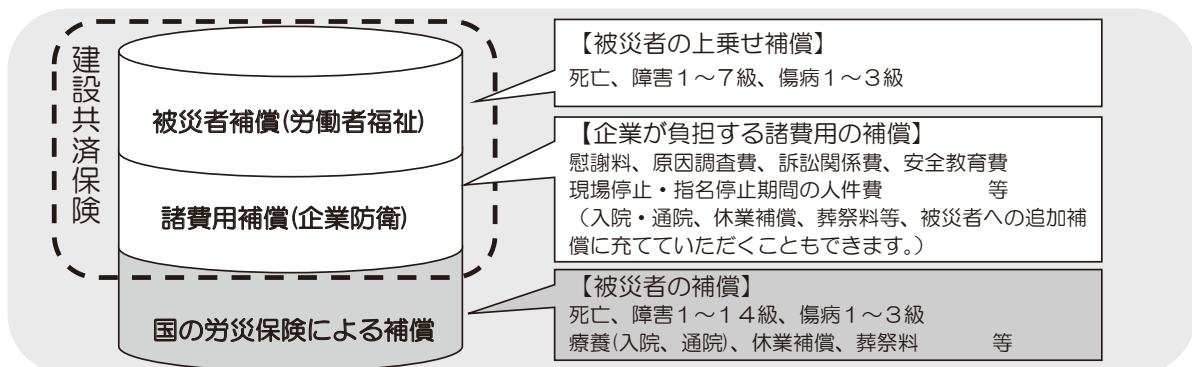
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索